

# 年金科目で 点を取る (国年編)



社会保険労務士  
**三宅 大樹**  
(山川社労士予備校)

国民年金法と厚生年金保険法(年金法)は苦手な受験生が多い科目ですが、これを克服すれば、得点源にすることができます。年金法の学習には解き方を身につけるのが近道です。五肢択一式の演習問題から解き方を解説していきます。図表も随所に取り入れて、分かりやすく解説します。今月の科目は国民年金法です。

### テーマ1：被保険者資格の取得及び喪失

〔問題〕 被保険者資格の取得及び喪失に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない日本国内に住所を有しない50歳の外国籍の者(厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者ではない)は、日本国内に住所を有するに至った日の翌日に第1号被保険者の資格を取得する。
- B 第3号被保険者の生年月日が、昭和33年1月2日である場合、第2号被保険者に該当する場合を除き、60歳に達した日である平成30年1月1日に第3号被保険者の資格を喪失する。
- C 日本国内に住所を有しない62歳の外国籍の厚生年金保険の被保険者が、当該被保険者の資格を喪失したとき(第2号被保険者に該当しない)には、その日の翌日に第2号被保険者の資格を喪失する。
- D 日本国内に住所を有する64歳の任意加入被保険者が保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を、納付期日である翌月末日までに納付しなかったとき(その納付の遅延について正当な理由があると政府が認めたときを除く)には、当該納付期日の翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。
- E 日本国内に住所を有する66歳の特例による任意加入被保険者が、平成30年1月に保険料納付済期間の月数、保険料免除期間の月数及び合算対象期間の合計月数が120月に達したことにより、老齢基礎年金の受給権を取得した場合であっても、特例による任意加入被保険者の資格は喪失しない。

解答：B

A × 法7条・8条

第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない日本国内に住所を有しない者（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者ではない）は、日本国内に住所を有するに「至った日」に第1号被保険者の資格を取得する。

B ○ 法7条・9条

設問のとおり。第1号被保険者及び第3号被保険者は、第2号被保険者に該当する場合を除き、60歳に達したその日に被保険者の資格を喪失する。ちなみに、設問の第3号被保険者の年齢計算の方法は、年齢計算ニ関スル法律1項、2項及び民法143条2項の規定により、起算日（＝出生日）に相当する日（毎年1月2日）の前日（毎年1月1日）の満了（1月1日24：00）をもって、年齢が1歳増える。

C × 法7条・9条

厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれかに該当するときを除く）には、「その日」に被保険者の資格を喪失する。なお、この者は60歳以上であるため、第1号被保険者及び第3号被保険者とはならない。ちなみに、日本国内に住所を有さずかつ日本国籍も有しないので、任意加入被保険者となることもできない。

D × 法附則5条1項・7項・8項

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者である任意加入被保険者が、保険料を滞納し、「法96条1項（督促）の規定による指定の期限」までに、その保険料を納付しないときは、その「督促の規定による指定の期限」の翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。

E × 平16法附則23条7項

65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者が、「老齢基礎年金」、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を取得したときは、「その日の翌日に特例による任意加入被保険者の資格を喪失する」。なお、老齢基礎年金の受給資格期間が、平成29年8月より10年（120月）に短縮されたが、この短縮措置の規定を受けて受給権を取得する場合においても、この特例による任意加入被保険者の資格喪失の規定は適用される。